

佐賀県規則第23号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成27年佐賀県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する 条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年佐賀県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成27年佐賀県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（課税免除の申請手続）</u></p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項の規定による課税免除の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 981 2033 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 981 1227 1070">税目</th> <th data-bbox="1227 981 1861 1070">課税免除の申請期限</th> <th data-bbox="1861 981 2033 1070">課税免除申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1070 1227 1401">事業税</td> <td data-bbox="1227 1070 1861 1401">法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項にお</td> <td data-bbox="1861 1070 2033 1401">事業税の課税免除申請書（様式第1号）</td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書	事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項にお	事業税の課税免除申請書（様式第1号）
税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書					
事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項にお	事業税の課税免除申請書（様式第1号）					

改正前	改正後		
		<p><u>いて準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日</p>	
	<p>不 動 産 取 得 税</p>	<p>法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)<u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日</u></p>	<p>不動産取得税の課税免除申請書(様式第2号)</p>

改正前			改正後		
<p>(不均一課税の申請手続)</p> <p><u>第2条</u> 条例第3条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる不均一課税の申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する<u>県税事務所の長(法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。)</u>に提出しなければならない。</p>			固定資産税	法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告書を提出すべき日	固定資産税の課税免除申請書(様式第3号)
			<p>(不均一課税の申請手続)</p> <p><u>第3条</u> 条例第4条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる不均一課税の申請期限までに、同表の右欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する<u>県税事務所長</u>に提出しなければならない。</p>		
税目	不均一課税の申請期限	不均一課税申請書	税目	不均一課税の申請期限	不均一課税申請書
事業税	法人にあっては地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) <u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33</u>	事業税の不均一課税申請書(様式第1号)	不動産取得税	法人にあっては法第72条の25第1項、第2項(同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。)、第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第4項(法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。) <u>若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得し</u>	不動産取得税の不均一課税申請書(様式第4号)

改正前		改正後		
	第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日		た日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	
不動産取得税	__法人にあっては法第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	不動産取得税の不均一課税申請書（様式第2号）		
固定資産税	__法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告書を提出すべき日	固定資産税の不均一課税申請書（様式第3号）	固定資産税 法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告書を提出すべき日	固定資産税の不均一課税申請書（様式第5号）

改正前		改正後	
<p>(不均一課税の措置)</p> <p>第3条 県税事務所長は、前条に規定する不均一課税申請書を受理したときは、審査の上、処分を決定し、その旨を同条の規定により不均一課税申請書を提出した者に通知するものとする。</p>		<p>(課税免除又は不均一課税の措置)</p> <p>第4条 県税事務所長は、次の各号に掲げる申請書を受理したときは、審査の上、処分を決定し、その旨を当該各号に掲げる者に通知するものとする。</p> <p>(1) 第2条に規定する課税免除申請書 同条の規定により課税免除申請書を提出した者</p> <p>(2) 前条に規定する不均一課税申請書 同条の規定により不均一課税申請書を提出した者</p>	
<p>(規則で定める法令)</p> <p>第4条 条例第5条第1号に規定する規則で定める公害防止等に関する法令は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)とする。</p>		<p>(規則で定める法令)</p> <p>第5条 条例第6条第1号に規定する規則で定める公害防止等に関する法令は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)とする。</p>	
<p>(補則)</p> <p>第5条 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">事業税の不均一課税申請書</p> <p>略</p> <p>地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第3条の規定による事業税の不均一課税を次のとおり申請します。</p>		<p>(補則)</p> <p>第6条 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">事業税の課税免除申請書</p> <p>略</p> <p>地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例第3条の規定による事業税の課税免除を次のとおり申請します。</p>	
不均一課税の適用を	略 認定地方活力向 略	課税免除の適用を受	略 認定地方活力向 略

改正前			改正後		
受けようとする事業所	上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日		けようとする事業所	上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。以下同じ。）の認定を受けた日	
	略			略	
略			略		
不均一課税の適用を受けようとする事業税	略		課税免除の適用を受けようとする事業税	略	
	不均一課税の対象となる課税標準額	略		課税免除の対象となる課税標準額	略
	不均一課税により減少する税額	略		課税免除の税額	略

注 1 略

2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。  
ただし、(1)、(2)、(7)、(8)及び(10)は、先に事業税の不均一課税申請書又は不動産取得税の不均一課税申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。

(1) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画及び当該計画を認定した旨の通知書の写し

(2) 略

注 1 略

2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。  
ただし、(1)、(2)及び(7)から(10)までは、先に不動産取得税の課税免除申請書又は固定資産税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。

(1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び当該計画を認定した旨の通知書の写し

(2) 略

改正前	改正後
(3) <u>事業税不均一課税額明細書</u> (4) <u>事業税不均一課税の比率に関する調</u> (5)～(11) 略 3 略 記載上の注意 1 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める欄は、記載する必要はありません。 (1) 法人事業税の <u>不均一課税</u> を申請する場合 の「個人」の欄 (2) 個人事業税の <u>不均一課税</u> を申請する場合 の「法人」の欄 2 略	(3) <u>事業税課税免除額明細書</u> (4) <u>事業税課税免除の比率に関する調</u> (5)～(11) 略 3 略 記載上の注意 1 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める欄は、記載する必要はありません。 (1) 法人事業税の <u>課税免除</u> を申請する場合 の「個人」の欄 (2) 個人事業税の <u>課税免除</u> を申請する場合 の「法人」の欄 2 略

様式第3号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第3条」を「地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例第4条」に、

不均一課税の適用を受けようとする事業所	所在地		を
	名称		
	認定地方活力向上地域 特定業務施設整備計画 の認定を受けた日	年 月 日 (取り消された日 年 月 日)	
	認定された事業	移転型事業 ・ 拡充型事業	
	特定業務施設の用途		
	操業等開始年月日	年 月 日	
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設	
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	

不均一課税の適用を受けようとする事業所	所在地	
	名称	
	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。以下同じ。）の認定を受けた日	年 月 日 (取り消された日 年 月 日)
	特定業務施設の用途	
	操業等開始年月日	年 月 日
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで

に、「ただし(8)及び(9)以外は」を「ただし、

(3)、(8)及び(9)以外は」に、「又は固定資産税の不均一課税申請書」を「又は不動産取得税の不均一課税申請書」に、「(1) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「(1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第3条」を「地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例第4条」に、

不均一課税の適用を受けようとする事業所	所在地	
	名称	
	認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	年 月 日 (取り消された日 年 月 日)
	認定された事業	移転型事業 ・ 拡充型事業
	特定業務施設の用途	
	操業等開始年月日	年 月 日
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設
事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	

を



不均一課税の適用を受けようとする事業所	所在地	
	名称	
	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。以下同じ。）の認定を受けた日	年 月 日 (取り消された日 年 月 日)
	特定業務施設の用途	
	操業等開始年月日	年 月 日
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで

に、「事業税の不均一課税申請書」を「事業

税の不均一課税申請書又は固定資産税の不均一課税申請書」に、「(1) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「(1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を様式第4号とし、様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

不動産取得税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地（個人にあっては、住所）  
名称及び代表者の氏名（個人にあっては、氏名）

個人番号又は  
法人番号（右詰  
で記載）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

この申請について応答する者 氏名  
電話

地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例第3条の規定による不動産取得税の課税免除を次のとおり申請します。

課税免除の適用を受けようとする事業所	所在地								
	名称								
	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。以下同じ。）の認定を受けた日		年 月 日 (取り消された日 年 月 日)						
	特定業務施設の用途								
	操業等開始年月日		年 月 日						
	新設又は増設の別		新設 ・ 増設						
	事業年度又は年		・ ・ から ・ ・ まで						
新設又は増設をした特別償却設備の取得価額の合計額			円						
所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無			有 ・ 無						
土地	所在	地番	地目	地積	取得年月日	固定資産課税台帳登録価格	課税標準額	税率	税額
				m <sup>2</sup>	・ ・	円	千円	<u>        </u> 100	円
					・ ・				
					・ ・				
	計								

取得した土地のうち課税免除の適用を受けようとする土地				地積(ア)		1㎡当たり価格(イ)		課税標準額(ア)×(イ)		税率	税額
				㎡		円		千円		$\frac{\quad}{100}$	円
家屋	種類(用途)	構造	建床面積	延床面積	着手年月日	取得年月日	取得価額	課税標準額	税率	税額	
			㎡	㎡	・ ・	・ ・	千円	千円	$\frac{\quad}{100}$	円	
					・ ・	・ ・					
					・ ・	・ ・					
	計										
特定業務施設と密接不可分な屋外の特別償却設備、法令の規定により設置が義務付けられている構築物等			設備等の名称		敷地面積		着手年月日		取得年月日		
					㎡		・ ・		・ ・		
							・ ・		・ ・		
			計								

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(3)及び(8)以外は、先に事業税の課税免除申請書又は固定資産税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。

- (1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び当該計画を認定した旨の通知書の写し
- (2) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
- (3) 建物各階の平面図、簡単な事業所全体の平面見取図及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図
- (4) 直近前1年間の事業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
- (5) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
- (6) 法人にあっては確定申告書及び法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し、個人にあっては所得税の確定申告書及び同申告書に添付する収支内訳書の写し
- (7) 特別償却をしなかった場合は、その理由書
- (8) その他県税事務所長が必要と認める書類

3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

記載上の注意

- 1 「特定業務施設の用途」には、施設の用途を具体的に、例えば「事務所(管理業務部門)」、「研究所」というように記載してください。
- 2 の「地積(ア)」の欄には、の着手年月日がの取得年月日から1年以内である家屋の建床面積の合計にの欄の敷地面積を加算した面積を記載してください。
- 3 には、課税免除の対象となる建物を1棟ごとに記載してください。
- 4 の「種類(用途)」の欄には、「事務所(管理部門)」、「研究所」というように、具体

- 的に家屋の種類（用途）に分けて記載してください。
- 5 には、土地を取得した日から1年以内に着手（基礎工事の着手をいう。）をしたものを記載してください。

様式第3号（第2条関係）

固定資産税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地（個人にあっては、住所）  
名称及び代表者の氏名（個人にあっては、氏名）

個人番号又は  
法人番号（右詰  
で記載）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

この申請について応答する者 氏名  
電話

地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例第3条の規定による固定資産税の課税免除を次のとおり申請します。

課税免除の適用を受けようとする事業所	所在地		
	名称		
	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。以下同じ。）の認定を受けた日	年 月 日 （取消された日 年 月 日）	
	特定業務施設の用途		
	操業等開始年月日	年 月 日	
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設	
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	
新設又は増設をした特別償却設備の取得価額の合計額		円	
所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無		有 ・ 無	
償却資産の決定価格 (ア)	円	課税免除の対象となる償却資産の評価額 (イ)	円
市町の課税限度額 (イ)	千円	県が課税免除する課税標準額 $(イ) \times \frac{(ウ)}{(ア)}$ (オ)	千円
県が課する固定資産税の課税標準額 (ア) - (イ) (ウ)	千円	税率 (カ)	$\frac{1.4}{100}$
		課税免除の税額 (オ) × (カ)	円

- 注 1 この申請書は、2部提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(3)、(8)及び(9)以外は、先に事業税の課税免除申請書又は不動産取得税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。
- (1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び当該計画を認定した旨の通知書の写し
  - (2) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
  - (3) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図
  - (4) 直近前1年間の事業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
  - (5) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
  - (6) 法人にあっては確定申告書及び法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し、個人にあっては所得税の確定申告書及び同申告書に添付する収支内訳書の写し
  - (7) 特別償却をしなかった場合は、その理由書
  - (8) 固定資産の明細となる書類及び償却資産の貸借に要した経費が対象となる場合は、その契約書、勘定元帳等の写し
  - (9) その他県税事務所長が必要と認めた書類
- 3 この申請書は、固定資産税の申告書の提出期限までに提出してください。

#### 記載上の注意

- 1 「特定業務施設の用途」には、施設の用途を具体的に、例えば「事務所(管理業務部門)」、「研究所」というように記載してください。
- 2 「償却資産の決定価格(A)」には、地方税法第743条第1項の規定により知事が決定した評価額を記載してください。
- 3 「課税免除の対象となる償却資産の評価額(I)」には、条例第2条第5号に規定する特別償却設備の評価額の合計額を記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。